副本

# 令和4年12月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

令和4年12月15日 木曜日(午前10時開議)

出	席	議	員	(13人)		
	1	番	福	田		徹
	2	番	小	谷	龍 一	郎
	3	番	毛	利	喜	信
	4	番	初	手	安	幸
	5	番	堀	池		浩
	6	番	Щ	П		隆
	7	番	小	田	成	実
	8	番	田	П	<u> </u>	信
	9	番	髙	以 良	壽	人
1	. 0	番	(	欠	員	)
1	. 1	番	炭	谷		猛
1	2	番	水	谷	末	義
1	. 3	番	堀	田	<u> </u>	德
1	4	番	村	井	達	己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 久田直喜

 書記
 石川純

説明のため出席した者の職氏名

町 長 波 戸 勇 則 内 副町 長 哉 Ш 和 岩 教 育 哉 長 諸 達 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 豊 大 Ш 文

# 議事日程

第 1	請願第1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見			
		書」提出についての請願	総務厚生委員長		
第 2 議案第 54 号		川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に	п		
		関する条例	"		

(10:00)

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(10:00)

# 日程第1 請願第1号

**養** 長 日程第1、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を 求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。本件について委 員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

<u>総務厚生委員長</u> 総務厚生委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町議会会議規則第94条第1項の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和4年12月12日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1. 受理番号、請願第1号。
- 2. 付託年月日、令和4年9月27日。
- 3. 件名、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願。
  - 4. 審査の結果、不採択とすべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

- 1. 審査の経過と内容。
- (1)審查期日令和4年10月7日。

審查場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 請願者 杤原明浩氏。紹介議員 炭谷猛議員。

請願者及び紹介議員に対する主な質疑と答弁。

質疑、他団体から出されている凍結や中止を求めるものとは別の考えなのか。

答弁、制度の開始が来年10月からと迫っているにも関わらず、登録件数はまだ少ない。コロナ禍の影響で売上げ自体が落ちているので、当面延期してもらいたい。

質疑、制度の延期については、いつまでなのか。

答弁、まずは制度の内容が理解され浸透するまでと考えている。

質疑、ベンチャーやフリーランスなどのほかに、シルバー人材センターに も支障があるようだが、どのように関係してくるのか。

答弁、シルバー人材センターの会員は、それぞれが一事業者になるのでインボイスの登録が必要になってくる。

質疑、前回は中止の請願が出されて、今回は延期となっている。最終的に は中止を求めているのか。

答弁、1年前と比べて事業者からの声が多くなってきている。インボイス 制度自体、事業者や消費者にとって何もメリットがないものと考えている。

質疑終了後、協議を行い、シルバー人材センターへの影響を調査する必要 があるとし、閉会中の継続審査を行うことにした。

(2)審查期日令和4年11月11日。

審查場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

協議事項(主な内容)。

- ・同じような内容の意見書について、他自治体の対応状況を確認した。
- ・本町の企画財政課とシルバー人材センターに対応の状況確認を行った が、まだ協議されてなく、これから検討していくとのことであった。
  - ・全国のシルバー人材センターに関する意見書の確認を行った。
- ・インボイス制度について、シルバー人材センターの課題を調査することにした。

- ・農協特例について情報確認を行った。
- (3) 審查期日 令和4年12月2日。

審查場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局書記。

協議事項(主な内容)。

- ・インボイス制度に関する資料を集め、現状の確認を行った。
- ・国の対応状況等について協議を行った。
- この請願について、討論、採決を行った。
- (4)審查期日令和4年12月12日。

審查場所 大会議室 A。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

協議事項(主な内容)。

- ・委員会審査報告書の取りまとめを行った
- 2. 討議の主な内容。
- ・この制度に関して国の対応が進められているが、見直しを含めて延期と いう声を上げることは必要であると考える。
- ・シルバー人材センターに関しては新聞記事等により国の対応がされているものと思われる。
- ・国の検討は既に進められており、延期の意見書を出す必要はないものと 考える。
- ・消費税は納付されるべきものと考え、制度についての課題も対応されて いるので、延期を求める必要はないものと思われる。
  - 3. 審査の結果。

反対討論。

消費税は国の歳入総額の約20パーセントとなっており、社会保障4経費のうち約54パーセントを占める大きな財源となっている。増大化する社会保障費を確保するためには、全ての経済活動において納められた消費税を徴収することが大事なことであり、免税事業者として、これまでの免除制度で得た消費税を既得権化することはいかがなものかと考え、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に反対する。

賛成討論。

この制度について、売上1,000万円以下の免税事業者への配慮が足りていない。インボイス制度には課題が指摘されており、国において十分に検討する期間を持つ必要があると判断し賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「「消費税インボイス制度 の実施延期を求める意見書」提出についての請願」については、賛成少数で 不採択とすべきものと決定した。

#### 4. 委員会の意見。

消費税インボイス制度に関しては、施行が令和5年10月からと迫っており、広い分野で導入に向けての懸念事項が出されている。この事について、国では様々な検討が進められており、また、経過措置期間も設けてあることから移行までの間にそれぞれの対応がされていくものと思われる。また、税の公平性という視点から見ると、この制度は必要なものであると考える。以上です。

- 3 番 毛 利 ちょっとお尋ねします。まず「農協特例」という言葉があるんですけど、これをちょっと教えていただきたいのと、シルバー人材センター関係なんですけども、新聞記事等により国の対応はされていると。で、意見の中にも、今後「国では様々な検討が進められており」という文言があるんですけど、具体的にどういった対応をされていく、予想、予測でも構いませんのでお教えいただきたい。

#### 養 長 委員長。

**総務厚生委員長** まず農協特例ですが、農協特例に関しましては、個人の農業者の方が野菜等販売する場合に、農協を間に挟んで販売をすることで、個人の事業者がインボイスの登録を免除されるというような制度であります。制度といいますか、これは特例ですね。インボイス制度の中の。資料に関しましては私たちの委員会のほうのフォルダの中に資料が入っておりますので、そちらのほうを見ていただいたらわかると思いますけれども、ちょっとこで詳しく説明するとなると結構ややこしいんですよね。なのでちょっと説明はこれくらいにさせていただきます。

あと、シルバーセンターの件ですけども、シルバー人材センターがどうい

うふうに関わってくるかということですかね。国の今後の対応ですか。国の 今後の対応ですね。まだはっきりとは出されてないようなんですけれども、 新聞記事がありまして、シルバー人材センターの今の雇用形態が会員さん、 要は仕事をされている方がおられますよね、シルバー人材センターは要は仕 事を受注して、それを会員さんに行ってもらってしているんですよね。しか し、お金の受取というところが、会員さんが登録業者じゃなかった場合です ね、消費税も入れて要は受注をするわけじゃないですか、消費税を含めた金 額で受注をして、その分から消費税を含めた分で会員さんに要は配分金とし てお金を支払っているんですよ。現在の形が。この場合でしたら会員さんが 登録業者じゃない場合は、現在は免税事業者として会員さんは1、000万 以下なので、消費税の支払いが免除されてるんですけれども、インボイス制 度が入った場合、免税事業者に支払った分の消費税というのは転嫁できない んですよね。ですので、その分の消費税というのをシルバー人材センターが 負担しなくちゃいけなくなるんですよ。今の形でしたら。で、これをです ね、雇用形態の変更というものを今、シルバー人材センターの協会が全国的 なものがあるんですけれども、そちらのほうで検討されて、今雇用形態の変 更というものが検討されています。最終的にどのような形になるかというも のまではまだ正確には出てないんですけれども、要は雇用形態の変更という ものをして、受注を会員さんが直接するような形というものを取るようなふ うに今検討がされているということが情報で入っております。ですので、そ のような対応を今後されていくということで、今回は報告書に載せているつ もりです。以上です。

<u>議 長</u> ほかに質疑はありませんか。田口議員。

8 番 田 口 その下になりますが、2ページの討議の主な内容のぽつの3つ目ですけども、「国の検討は既に進められており、」というところは、何についてのどのような検討が既に進められているということなのでしょうか。

# **養 長** 委員長。

<u>総務厚生委員長</u> はい。すみません。時間がかかりました。国の対応がどのようなことがされているのかということですけれども、ここ最近になってよくニュースとかでも耳にすることが多くなってこられたかと思いますけれど

も、これに関して免税事業所の分でいろいろ反対の声があがっていたり、いろいろ問題指摘されているということは前々から出ておりました。ここ最近になってされてる分っていうのが、このシルバーの件に関してもそうなんですけれども、先ほど出ました農協特例にしましても農水省のほうで話がされておりますし、それ以外の分に関しても特例措置を設ける必要がある分があるのかどうかという検討であったりですね、あとは経過措置が一応3年間取られておりますので、その間の免税の制度であったり、新しく見直される分は見直していくということで、実際問題があるということを踏まえた上で今検討はされているというのは話が入ってきております。ただ、具体的にこうなる、こうなるというものまでの明確な答えですね、制度を変えるであったり、見直すであったりというところまではまだ話が出てきておりません。検討に入るという部分までしか多分報道のほうでもあっていないんじゃないかと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

# (発言なし)

**養 長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」に対し討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定であります。まず初めに、この請願に対する賛成者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 議長、マスクを外してよろしいでしょうか。

**議 長** どうぞ。

11番炭谷 賛成討論、議席番号11番、炭谷猛。請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」についての賛成討論を行います。インボイス制度(適格請求書等保存方式)は、2023年10月からの実施に向け、既にインボイス発行事業者の登録申請が始まっております。この制度については、売上げ1,000万円以下の中小企業者、個人事業主、小規模事業者などの小中所得者への免税事業者への配慮

が全くなく、500万人近くが対象で、定収入中小業者、個人事業主、シルバー人材の方が悪影響を受けるというふうに言われております。コロナ禍の時期で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊し、物価高の中で、中小企業自営業者の経営危機は深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。

こうした状況の中、現状での実施に踏み切ることに懸念の声をあげているのが現実です。こうした中、日本俳優連合(西田敏行理事長)も同制度の施行ストップを要望する声明を発表しました。また、齋藤健法相が自身のサイトで「多くの中小・零細企業が、死ぬか生きるかの瀬戸際にあるような時に事務負担を大幅に増大させたり、取引実態に混乱を与えかねないようなことを、今、やりますか」とインボイス制度導入の延期を主張していることを国会議員の田村貴昭さんは紹介したという記事も見ました。

以上のように、委員長付託を受けた10月19日より2か月足らずの今日 までの中にあっても自民党を含む国会議員、各業界のいろんな人たちが疑 問、不信の声をあげてきている状況であります。

こういった状況の中で、私は経過を見ていくためにも、延期を求めたほうがベターであるというふうに判断し、私の賛成討論といたします。

- 5 番 堀 池 はい。5番、堀池浩です。元々元来消費税は増大化する社会保障費を確保するためにアップされました。で、この社会保障費、これは本当に毎年増大しております。そのためにも消費税を徴求することは大事なことであります。また、税の公平性という観点からみると、全員が消費税を納めて、この社会保障費のほうを補填する。これが必要かと思います。

それで、インボイス制度の実施延期を求める意見の提出には反対いたしま す。以上です。

**養 長** はい。次に、この請願に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

### (発言なし)

**養** 封論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものと決定です。請願第 1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての 請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

#### (賛成者起立)

**養** 長 はい。起立少数です。したがって、請願第1号「「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」提出についての請願」は、不採択とすることに決定をいたしました。

(10:25)

#### 日程第2 議案第54号

- <u>総務厚生委員長</u> 総務厚生委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和4年12月12日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川

棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第54号、川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

- 1. 審査の経過。
- (1)審查期日令和4年12月9日、12日。
- (2) 審查場所 大会議室A。
- (3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。
- (4) 説明者 総務課長、情報政策係長。
- 2. 審查内容。

質疑、この条例は、「川棚町行政手続条例」を電子化するものと見てよいのか。

答弁、第1条にあるとおり、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、デジタル技術を使って行うことができるようにするものである。現在、書面主義のやり方では様々な申請、手続等を個々に規定で定めてあるが、この条例を制定することによって、全てにおいて各条例改正をすることなくデジタル手続ができるようにする共通ルールを定めるものである。

質疑、この条例について、基になるようなものがあるのか。

答弁、国の法律で「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」があり、この中で地方公共団体においてもこれを推進するようにという旨の規定がある。それにならって作ったものである。

質疑、オンライン申請に移行すると、行政側の仕事量が少なくなるのか。

答弁、今後、書面の申請がなくなるものではなく、オンラインでもできるという選択肢が増えることになる。オンラインへの移行が進めば、かなりの事務の効率化・迅速化が図られるが、全てを変えていくには時間がかかると思われる。

質疑、システム改修に係る費用はどのくらいか。

答弁、導入する経費として今年度予算で約426万円となっており、国からの補助が約2分の1となっている。

質疑、県内での条例制定の状況は。

答弁、全てを調べたわけではないが、長崎市、佐世保市、島原市、波佐見 町、東彼杵町で制定されている。

質疑、令和4年度は子育て、介護関係とあるが、今後の予定は。

答弁、先進地の事例から、子育て関係では、若い子育て世代はデジタルに強く、オンラインでの申請がスムーズに移行できると思われ、介護関係にしても、親族の方が手続きされることが多いことから初めに取り組むこととなった。

令和5年度以降は、各担当部署と調整しながら進めていきたい。国が定める「デジタル・ガバメント実行計画」では、令和7年度までに行政手続等のオンライン化を可能な限り進めていくようになっている。この期間内に補助制度ができてくると思われるので、それに合わせて進めていきたい。

- 3. 討議の主な意見。
- ・国が進めていることなので、本町でも取り組んでいくべきとものと考え られる。
  - ・先進地では若い人たちの利用が広がっているようである。
  - ・仕事を休んで窓口に行く必要がなくなるのは便利である。
  - ・今後、届出や手続等の利便性、業務の効率化が進むことに期待する。
  - ・国の補助制度を活用しながら進めてもらいたい。
  - 4. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

- ・時代に対応したデジタル社会へ向けて、国の政策でもあるこの制度が定着することを期待して賛成する。
- ・条例でもあるように、手続等に関する利便性の向上と、行政運営の簡素 化及び効率化を図るということが目的とされており、今後は必要と考え賛成 する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第54号「川棚町情報通信技術を

活用した行政手続の推進に関する条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

この条例が制定されることにより、今後各分野においてデジタル化が進められ、行政手続に関する利便性の向上や、業務の効率化が図られることを期待する。以上です。

**養 長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

### (発言なし)

これから、議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」に対し討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり 決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**養** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「川棚町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:33)

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

#### 「異議なし」の声あり

**養** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(10:34)

**養** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。 会議を閉じます。

令和4年12月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。ど うも、お疲れ様でした。

(10:34)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

Ш	棚	町	議	会	議	長		村	井	達	己	
^	-34-	$\sim$		H	<del>ع</del> يد–			4	_	Д.	-	
会	議	録	者	名	議	貝		初		<u>安</u>	幸	
$\triangle$	禁	纪	型.	夂	議	昌		堀	池	浩	£	
$\overline{A}$	时戈	业水	白	1	时戈	昗		グ近	1 12	11		